

旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
を廃止する条例の制定について

旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月23日

旭川市議会

議長 中 川 明 雄 様

提出者 旭川市議会議員

小 松 あきら

能登谷 繁

賛成者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石 川 厚 子

旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
を廃止する条例

旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年旭川市条例第68号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にこの条例による廃止前の旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例第6条の規定による申請をした者に対する不均一課税の適用については、なお従前の例による。